

司法委員制度の概要

1. 趣旨・概要

簡易裁判所の訴訟手続において、裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。【民事訴訟法第279条第1項】

簡易裁判所で扱う事件は国民生活に密着した少額請求に関するものであるとともに、裁判官の中には純粋の法律家でない者も含まれている関係上、特に国民大衆の意見を反映させて、適切で合理的な解決を図ることができるようにすることを期した制度である。【裁判所法逐条解説（上）（最高裁判所事務総局総務局）、注釈民事訴訟法(7)参照】

2. 職務・権限

裁判所は、必要があると認めるときは、司法委員に以下のような職務を行わせることができる。【民事訴訟法第279条第1項、民事訴訟規則第172条】

- ① 和解を試みるについて補助をする。
- ② 審理に立ち会い事件について意見を述べる。
- ③ 裁判官の許しを得て、証人等に対し直接に問いを発する。

3. 地位

非常勤の裁判所職員（特別職の国家公務員）である。【国家公務員法第2条第3項第13号】

4. 司法委員となるべき者の選任等

(1) 選任要件

良識のある者その他適当と認められる者であること【司法委員規則第1条】

(2) 欠格事由

以下の①から④までのいずれかに該当する者は司法委員となるべき者に選任されることができない。【司法委員規則第2条】

- ① 禁錮以上の刑に処せられた者
- ② 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 裁判官として弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- ④ 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(3) 選任手続

地方裁判所は、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の意見を聴いて、司法委員となるべき者を選任する。【民事訴訟法第279条第3項、司法委員規則第4条】

(4) 選任取消事由

地方裁判所は、司法委員となるべき者に司法委員たるにふさわしくない行為があったときは、その選任を取り消さなければならない。【司法委員規則第4条の2】

5. 任期

1年【民事訴訟法第279条第3項】

6. 服務・義務

裁判所職員臨時措置法により、秘密を守る義務に関する規定等国家公務員法の規定で準用されるものがある。【国家公務員法第100条第1項等】

7. 担当司法委員の指定

司法委員の員数は、各事件について1人以上とし、事件を担当する司法委員は、事件ごとに裁判所が指定する。【民事訴訟法第279条第2項及び第3項】

8. 人数

6,053人（平成14年2月1日現在）
〔内訳は、別添参照〕

9. 司法委員制度の運用状況

〔別添参照〕

(参考) 基本法コンメンタール 新民事訴訟法2 (別冊法学セミナー・日本評論社)

○司法委員の内訳

表 司法委員となるべき者の職業別員数

職 業 別	割 合〔%〕
会社員、団体の職員等	16.4
弁護士	8.8
農林水産業	4.3
宗教家	3.3
商業・製造業	3.3
医師（歯科医師を含む。）	1.1
公務員	1.1
大学教授等	1.1
公認会計士、税理士、不動産鑑定士、土地 家屋調査士、司法書士等	13.2
その他	2.6
無職	44.8
計	100.0

○司法委員制度の運用状況

1. 基本統計表（平成13年）

表1 第一審通常訴訟既済事件数（事件の種類、弁護士選任状況及び司法委員関与のあった事件数別／全簡易裁判所）

表2 少額訴訟既済事件数（事件の種類、弁護士選任状況及び司法委員関与のあった事件数別／全簡易裁判所）

2. 東京簡易裁判所における司法委員の活用状況について（山田朗伸ほか・民事法情報174号（平成13年））

第一審通常訴訟既済事件数—事件の種類，弁護士選任状況
及び司法委員関与のあった事件数別—全簡易裁判所

本表は、少額訴訟から通常移行したものを含む。

事 件 の 種 類	総 数	弁 護 士 を 付 け た も の					当 事 者 本 人 の	司 法 委 員 関 与 の
		総 数	双 方	一 方				
				総 数	原 告 側	被 告 側		
総 数	303 927	30 908	3 688	27 220	10 383	16 837	273 019	74 131
金銭を目的とする訴え	297 524	28 679	3 325	25 354	8 664	16 690	268 845	72 739
建物を目的とする訴え	3 397	917	127	790	749	41	2 480	1 060
土地を目的とする訴え	1 557	632	166	466	410	56	925	161
その他の訴え	1 449	680	70	610	560	50	769	171

少額訴訟既済事件数—事件の種類，弁護士選任状況及び
司法委員関与のあった事件数別—全簡易裁判所

本表は、少額訴訟から通常移行したものを含まない。

事 件 の 種 類	総 数	弁 護 士 を 付 け た も の					当 事 者 本 人 の	司 法 委 員 関 与 の
		総 数	双 方	一 方				
				総 数	原 告 側	被 告 側		
総 数	11 275	628	42	586	310	276	10 647	6 308
金銭を目的とする訴え うち	11 275	628	42	586	310	276	10 647	6 308
売 買 代 金	1 293	64	6	58	53	5	1 229	484
貸 金	1 035	35	3	32	15	17	1 000	427
立替金・求償金等 (債権関係事件に限る)	107	-	-	-	-	-	107	39
交通事故による損害賠償	3 048	194	13	181	66	115	2 854	2 179
その他の損害賠償	536	58	5	53	24	29	480	350
手形・小切手金	3	-	-	-	-	-	3	1

東京簡易裁判所における司法委員の活用状況について

—— 意見聴取などを中心とする実情調査結果の分析と今後の運用の在り方

東京簡易裁判所判事

同	山田 朗 伸
同	長 田 修 三
同	安 井 博
同	篠 田 隆 夫

一 はじめに

司法委員制度は、司法委員を簡易裁判所の民事訴訟に関与させて審理に国民の健全な良識を反映させるために設けられたもので、国民の司法参加の一形態である。裁判所は、司法委員に、和解の補助をさせるだけではなく、審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができることとされ（民事訴訟法二七九条一項）、現在、司法委員は、簡易裁判所の民事訴訟事件の処理に大きな役割を果たしている。

平成十一年七月に発足した司法制

度改革審議会において、国民の司法参加が重要な論点項目の一つとして取り上げられている。こうした経緯もあり、既存の国民の司法参加制度として、改めて簡易裁判所の司法委員制度が注目され、とりわけ司法委員からの意見聴取の在り方が大きくクローズアップされつつある。しかし、これまで司法委員制度の運用状況については必ずしも明らかではなかった。

そこで、最高裁判所事務総局民事局は、平成十二年一月から同年三月までの間に、全国の高等裁判所において実施された簡易裁判所判事協議

会の協議員に対し、司法委員の意見聴取を中心とした運用状況についてアンケートによる調査を実施した。

この実情調査によれば、簡易裁判所判事（回答数一五六人）の多くが、手続の種類、事件の内容及び時期を問わず、司法委員を審理に立ち会わせて意見を聴取しているなど、幅広く司法委員を活用している状況がわかる（注）。

ケートの集計結果の分析及び評価をしている。

ところで、東京簡易裁判所は、平成六年九月一日、簡易裁判所の配置の見直しの一環として、東京二三区内にあった一二の簡易裁判所を集約統合して、簡易裁判所としては類を見ない大規模な裁判所として発足した。その後、東京簡易裁判所は、市民の日常生活から生じた財産上の紛争のうち内容の余り複雑でない事件について、原則として司法委員を指定して、司法委員の意見を聴取して市民の良識を反映させ、当事者に

（注）最高裁判所事務総局民事局係官

岸本将嗣ほか「司法委員の意見聴取を中心とした運用状況について」本誌一六七号五五頁で、このアン

とつて利用しやすく分かりやすい訴訟運営や審理にする工夫に努めてきたところである。

そこで、東京簡易裁判所において、これまでに大量かつ多様な事件の処理に司法委員を活用してきた実績があること、司法委員に豊富な人材に恵まれていることなど他の簡易裁判所にはない実情を考慮すると、東京簡易裁判所における司法委員の活用状況を調査して、司法委員制度の今後の望ましい在り方を検討する資料を得ることは大きな意義のあることと考え、東京簡易裁判所司法委員事務処理委員会は、平成一二年一月、東京簡易裁判所裁判官を対象に、司法委員の意見聴取を中心とした運用状況についてアンケートを実施した。

このアンケート結果については、東京簡易裁判所以外にも広くお知らせすることが、司法委員制度の運用にやささかでも資するのではなからうかという意見が多かった。そこで、主として私共四人が同委員会の命を受けて、とりまとめの作業を担当することとなった次第である。

二 アンケートの実施方法等

1 前記のアンケートは、東京簡易

裁判所の民事弁論担当裁判官全員(三二人)から、平成一二年一月三十一日までに回答を得た。

2 少額訴訟事件においては、原則としてすべての事件に司法委員を指定していることから、アンケート調査の対象から除外したものである。調査の対象から除外した項目については、調査項目の後に※印を付した。

3 アンケート項目は、次項のとおりであつて、項目によつては、複数回答を可とした。

なお、次項各枠内には回答者数のほか割合を記載したが、その割合の分母は、調査対象裁判官の人数(三二人)である。

三 アンケート結果の紹介と分析

1 開廷日立会方式における関与の態様

東京簡易裁判所民事弁論各室(民事第一室ないし民事第五室)では、三二人の裁判官が週二回の法廷を担当し、各口頭弁論期日の午前の期日において、事件について即日和解を試みるのを相当と認めた場合に、その補助をもらうため、又は事件について意見を聴取するため、あらかじめ開廷日ごとに司法委員を割り

1 (開廷日立会方式における関与の態様) ※

通常訴訟の開廷日立会方式(開廷日ごとに司法委員を割り当ててその期日の全事件について法廷に立ち会う方式)における司法委員の関与について

① 何人の司法委員を指定しているか。

- ア 1人 (2名, 6%)
- イ 2人 (23名, 72%)
- ウ 3人 (7名, 22%)
- エ 4人 (0名, 0%)

② 和解の補助をさせる外に意見聴取もしているか。

- ア している。(24名, 75%)
- イ していない。(8名, 25%)

③ 司法委員に、別室で当事者からの事情聴取や争点整理をしてもらうことがあるか。

- ア ある。(21名, 66%)
- イ ない。(11名, 34%)

当てて、その期日の全件について法廷立会いを求める方式をとつてい

があることを示唆するものである

る。そして、各期日には、平均三〇

件余、多いときは四〇件から五〇件の期日指定をしている。

① 指定する司法委員の人数としては、二人(72%)が最も多い。三人とするものが七名(22%)あるが、

多数の事件を処理するため、当事者の言い分を時間をかけて聴き、

一期日で和解で解決し、又は争点を把握するには三人程度が望ましいとの判断によるものであろう。

こうした理由とともに、司法委員をより積極的に活用する観点から

も、一期日に指定する司法委員の人数を増やす方向での検討の余地

② 通常訴訟の開廷日立会方式では、司法委員の活用は、主として

和解の補助(和解室等で和解勸試)として運用されているが、その

ほかの運用として、審理に当たつて司法委員からの意見聴取が行われ、その比率は75%と高い。

この意見聴取においては、主に和解執行の当否、争いのある事件の審理方針等について聴取されていると思われる。この意見聴取の一

層の積極的活用は、審理に市民の良識を反映させ、事件の適正妥当

な解決にも資するものであり、今後の最大の課題の一つであらう。

③ 別室での当事者からの事情聴取や争点整理をする運用も66%と高い比率で行われている。これは、

一期日の指定件数が多いときなどに、当事者に種々主張がある事案について、裁判官がある程度の主張を聴いた上で、司法委員に更に詳しく事情を聴取し争点を整理してもらったものである。

2 事件指定方式における関与の有無

特定の事件について司法委員を指定する事件指定方式は、第一回口頭弁論期日から引き続き和解の補助をしてもらう事件のほかに、主とし

て被告が事実を争い証拠調べを必要とする事件について採られる方式である。

回答結果は、ほとんどの裁判官が事件指定方式により司法委員を活用しているといえる。司法委員は、その事件の解決のために必要な知識を有する者を指定しており、裁判官が、審理においてその意見を聴き、豊かな社会経験や健全な常識又は専門的な知識を補い、適正妥当な判断をする助けとしている。また、当事者にとつても民間人である司法委員が審理に立ち会って意見を述べることによつて、国民の健全な良識と感覚が反映されるとの期待感を抱くことができる。

こうした運用が、前記ア及びイの回答を併せれば93%に上ることは、まさに司法委員制度の趣旨に沿った運用がなされているといえよう。

3 関与事件の種類

交通事故(二一名)、交通事故以外の損害賠償(二一名)、敷金返還(二〇名)、解雇予告手当(一五名)、建物明渡(一四名)等が回答の上位を占めているが、いずれも被告側が争い証拠調べを必要とすることの多い市民紛争型事件であることが特徴的である(別紙グラフ参照)。回答結果

は、事件指定方式において司法委員の活躍が最も期待されているのは、こうした市民紛争型事件においてであることが現われており、司法委員から一般良識あるいは専門的な知識経験に基づく意見を聴くことにより審理の充実が図られ、適正かつ妥当

な解決が得られるとの裁判官の認識によるものといえよう。

4 事件にふさわしい司法委員がいなかった事件

八割の裁判官が「ない。」と回答しているが、司法委員に人材の揃っていない東京簡易裁判所においても二割

2 (事件指定方式における関与の有無) ※
事件指定方式において、証拠調期日や弁論準備期日等に、司法委員を関与させているか。
ア 全件関与させている。(3名, 9%)
イ 事件の性質, 内容によって関与させている。(27名, 84%)
ウ 関与させていない。(2名, 6%)
(理由: 期日を合わせる事が難しい。)

3 (関与事件の種類) ※

どんな事件に関与させているか ((2)でイを選択した人のみ回答する。)
(複数回答可)

ア 交通事故 (21名, 66%)	イ 損害賠償 (ア以外) (21名, 66%)
ウ 敷金返還 (20名, 63%)	エ 解雇予告手当 (15名, 47%)
オ 賃金 (14名, 44%)	カ 建物明渡 (14名, 44%)
キ 請負代金 (12名, 38%)	ク 賃料等 (6名, 19%)
ケ リース料金 (5名, 16%)	コ 求償金 (4名, 13%)
サ 立替金 (3名, 9%)	シ 売買代金 (2名, 6%)
ス 貸金 (2名, 6%)	セ 譲受債権 (1名, 3%)
ソ 建物登記 (1名, 3%)	タ 境界確定 (1名, 3%)
チ 通話料金 (0名, 0%)	ツ 土地登記 (0名, 0%)
テ 土地所有権 (0名, 0%)	
ト その他 (主張不明確な事件 1名, 3%)	

4 (事件にふさわしい司法委員がいなかった事件)

事件にふさわしい司法委員がいなくて、司法委員を関与させなかったことがあるか。

- ア ある。(7名, 21%)
- イ ない。(25名, 79%)

が「ある。」と回答していることは、注目しなければならぬ。複雑多様化する事件に対応していくためには、より一層、多種多様の分野の専門家司法委員の確保に努力が必要であるということであろう。

また、東京簡易裁判所では、全司法委員についてその得意分野、専門分野をアンケート調査して、個々の事件内容に応じてこれにふさわしい司法委員を指定できるような資料整備を行っているが、こうした情報資料の充実を常に行つて、事件にふさわしい司法委員の指定に活用するとともに、年々多様化する事件に対して専門的知識経験を有する司法委員を確保するための資料とすることが求められる。

5 専門家委員の不足する分野

不足する司法委員の専門分野としては、次のとおり質問3の回答で司法委員を関与させている事件の上位の事件と対応しているのが注目される。

- ・交通事故—交通事故(損保) 関係
 - ・損害賠償—医療関係、建築関係
 - ・敷金返還—建築関係
 - ・解雇予告手当—労働基準監督署、労政事務所OB
- なお、東京簡易裁判所の司法委員

5 (専門家委員の不足する分野)

どの分野の専門的知見を有する司法委員が不足していると思うか。

- (回答) ・医療関係 (外科, 獣医)
- ・建築関係 (建築士, 測量士, 不動産鑑定士)
 - ・パソコン, コンピューター, IT関係
 - ・労働基準監督署, 労政事務所OB
 - ・交通事故関係 (損保関係)
 - ・保険関係
 - ・株式関係
 - ・輸出入業務関係

となるべき者の職業別の内訳は、別表1「司法委員職業別内訳表」のとおりである。

6 司法委員に対する期待

回答結果は、和解の補助、意見聴取のいずれにも大きく偏っていない。なお、事件指定方式で司法委員を指定する事件は、当事者間に争い

6 (司法委員に対する期待)

事件指定方式で司法委員を指定する場合に、司法委員に何を期待しているか。

- ア 主として和解の補助(7名, 21%)
- イ 主として意見聴取(4名, 12%)
- ウ 和解補助と意見聴取の両方で甲乙つけがたい。(21名, 67%)
- エ その他(0名, 0%)

があつて、争点整理、証拠調べを経て和解、あるいは判決で訴訟が終了するまでの手続の節目節目で意見聴取を行っている(質問7の回答結果参照)。したがって、事件指定方式の場合には、司法委員は、和解の補助と事件についての意見陳述の双方に活躍を期待されていることが分かる。

7 意見聴取の内容、時期

意見聴取の内容として、「当該事件の見方」とするものが二七名(84%)で、その時期については、第一回口頭弁論期日前から弁論終結までと回答が広がっている。裁判官が、司法委員の一般良識あるいは専門的な知識経験に基づく視点からの意見

7 (意見聴取の内容、時期)

意見を聴取する内容は何か。またその意見を聴取する時期はいつか。時期は下記aないしhから選んでください。(いずれも複数回答可)

(回答) 別表2のとおり

を期待し、司法委員を頼りになる助言者としていることが窺われる。また、「証人等に対する尋問事項」一名(35%)、「証言・供述の信用性」二四名(75%)、「証拠資料の評価」二二名(69%)、「事実認定」二五名(78%)という回答結果は、審理の核心部分である証拠調べ・事実認定の分野で司法委員の意見陳述制度が効果的に活用されているということができよう。「法律上の問題」一五名(49%)というのは、弁護士一三七名や元裁判官二五名の司法委員を擁する東京簡易裁判所ならではの回答であろうか。

8 意見聴取の効用

① ウと回答した者が最も多い。質問3の回答結果にも現れているように、交通事故による損害賠償請

② 求事件を初めとする市民紛争型事件について、専門的な知識経験に基づく意見の聴取が紛争の実情に則した適正かつ妥当な解決に有効であることを示すものである。その数値が90%を超えていることは、司法委員制度の趣旨が十分に生かされているといえよう。

③ 次に、エと回答した者が47%、イと回答した者が41%と高い数値を示している。司法委員から意見を聴取することによって、「国民に親しまれ、受け入れられやすい審理を行うことができる。」、「当

8 (意見聴取の効用)

意見聴取を活用することにより、主としてどのような効用があるか。(複数回答可)

- ア 相談相手として気軽に助言してもらうことで、裁判官が自己の判断に安心感を得られる。(22名, 69%)
- イ 司法委員の一般良識を審理に反映することにより、国民に親しまれ、受け入れられやすい審理を行うことができる。(13名, 41%)
- ウ 司法委員の有する専門的又は特殊な知識経験を生かして、紛争の実情に則した適正かつ妥当な解決に資する。(29名, 91%)
- エ 司法委員と対話することにより裁判官が一般人の納得の得られるような論理構成に配慮する結果、当事者に対する説得力が増す。(15名, 47%)
- オ 一般市民である司法委員が、裁判を体験的に理解することにより、司法委員を通じて、事件の当事者だけでなく一般の国民の間にも司法に対する理解が深まる。(2名, 6%)
- カ その他(事実認定に確信が得られない時に、司法委員の心証を参考にする。1名, 3%)

9 (意見聴取過程における障害)

意見聴取の過程において障害が生じたことがあるか。(複数回答可)

- ① ある。(9名, 28%)
 - ア 意見を陳述しないことがある。(6名, 19%)
 - イ 意見が有益でないことがある。(3名, 9%)
 - ウ その他 (0名, 0%)
- ② ない。(24名, 75%)

10 (司法委員の発問の割合)

司法委員を証拠調べに立ち会わせる場合、司法委員が証人等に直接に発問(民訴規172条)することがあるか。

- ア ほとんどの事件で発問している。(15名, 47%)
- イ 発問を許す事件の割合。
 - (回答) 10パーセント (3名, 9%)
 - 20パーセント (2名, 6%)
 - 50パーセント (3名, 9%)
 - 60パーセント (1名, 3%)
 - 80パーセント (2名, 6%)
- ウ その他 (6名, 19%)
 - ほとんどない。
 - 裁判官が司法委員の発問の機会を設ける。
 - 発問を促すがあまり発問してもらえない。

9 意見聴取過程における障害
 裁判所側と司法委員との意見交換の席等において、一部ではあるが、当事者に対する説得力が増す。」と
 いった効用が生まれるということ
 は、本人訴訟の比率の極めて高い
 簡易裁判所においては大変重要な
 ことである。こうした効用を維持
 し更に高めていくには、意見聴取
 の手続の透明性を高めていくこと
 が必要であろう。

10 司法委員の発問の割合
 回答結果では、「ほとんどの事件
 で発問している。」が約五割となっ
 ている。旧民事訴訟法下では、司法
 委員が裁判官を通して証人等に質問
 が、裁判所側からは司法委員に遠
 慮、とまどいがあるのではないかと
 いう意見、司法委員側からは裁判官
 の質問が唐突でその趣旨が必ずしも
 理解できなかったという声もあつ
 た。

をするという運用が一般的であったが、新民事訴訟規則で発問権の制度が創設されたことにより、司法委員はより積極的に事件に関与できるようになった。東京簡易裁判所でも司法委員による発問は徐々に増えている。

司法委員が民間で培った豊富な知識経験に基づく視点から証人等に対して発問することは、事件を適正かつ妥当な解決へ導く上で必要なことである。特に、専門的知見を有する司法委員による発問は欠かせない。したがって、当該事件の争点や証人等に対する重点的尋問事項を事前に十分打ち合わせ、審理においては発問の機会を設けて、司法委員を積極的に活用する工夫が求められる。

11 意見聴取の場所
特に付加することはない。

12 法廷における意見聴取の方法

- 11 (意見聴取の場所)
どこで意見聴取しているか。(複数回答可)
- ア 法廷 (26名)
 - イ 法廷裏の廊下 (10名)
 - ウ 裁判官室 (20名)
 - エ 準備室 (9名)
 - オ その他 (0名)

12 (法廷における意見聴取の方法)

法廷で意見聴取する場合の方法について。(複数回答可)

- ア 当事者に聞こえるような形で聴いている。(7名, 22%)
- イ 当事者に聞こえないような形で聴いている。(28名, 88%)
- ウ その他 (3名, 9%)
 - 場面に応じてア、イを使い分ける。
 - 当事者を退廷させる。

回答結果は、90%に近い裁判官が法廷での意見聴取を「当事者に聞こえないような形で聴いている。」と答えている。

従来、司法委員の意見陳述は、合議体が行う裁判の評議と似た感覚でとらえられ、当事者に聞こえないような形で行われるのが一般的であった。それは、これまで意見聴取が裁判官と司法委員との関係でのみ捉えられ、司法委員が当事者の前で公然

と意見を陳述することの必要性、手続の透明性の確保といった点の議論もあまりなされず、当事者を前にして積極的に意見を述べることによって説得力が増すといった効用にも関心が薄かったことによるものである。

しかし、「当事者に聞こえるような形で聴いている。」という回答が七名(22%)からあり、この七名の次の質問13における回答とともに注目されるところである。

13 当事者に聞こえる形で意見聴取をする場合

当事者に聞こえるような形で意見を聴く場合としては、「専門的知見に基づく意見の場合(五名)」、「司法委員の意見が当事者の説得に役立つ場合(六名)」等が挙げられている。とりわけ、専門家司法委員の意見の陳述は、手続の透明性が求められるところであろう。

また、争点整理手続が、裁判所と当事者がオープンな議論により争点を的確に整理することが予定されている手続であるから、司法委員もそうした議論に参加して積極的に意見を陳述したりすることは有用であろう。特に、専門的知見を要する事件においては、その意見を求められる

13 (当事者に聞こえる形で意見聴取をする場合)

当事者に聞こえるような形で意見聴取するのはどのような場合か(質問12でアを選択した人のみ回答する。複数回答可)。

- ア 専門的知見に基づく意見の場合 (5名)
- イ 司法委員の意見が当事者の説得に役立つ場合 (6名)
- ウ 特に支障がない限り当事者に聞こえるような形で意見陳述をさせている。(5名)
- エ その他 (0名)

場合が多いであろう。

さらに、法廷における意見聴取において、民間人である司法委員が当事者に聞こえる形で意見を述べるということは、手続の透明性を確保し、当事者に対する説得力も増すとともに、当事者や傍聴人に対して、司法委員制度が、国民の司法参加を現実感をもって実感させるにふさわしい運用の在り方と考えられる。

14 法廷に聞こえる形での意見聴取の留意点

アと回答した者が六割を超えてい

14 (法廷に聞こえる形での意見聴取の留意点)

法廷で当事者に聞こえるような形で意見聴取する場合に、留意すべきことは何か。(複数回答可)

- ア 意見聴取の時期、内容等に配慮し、審理が混乱しないようにする。(20名, 63%)
- イ 司法委員と裁判官の意見が相違する場合等には事前に調整する。(11名, 34%)
- ウ 意見聴取の際に司法委員と裁判官が議論をしないようにする。(7名, 22%)
- エ その他の留意点について率直な意見を記入してください。
(意見) 1 聴取事項を限定する。(1名, 3%)
2 司法委員にどんどん判事室に入ってもらい打ち合わせの機会を多くもつ。(1名, 3%)

る。イ、ウが審理が混乱しないための方策と捉えるならば、法廷で当事者に聞こえるような形で意見聴取する場合に、留意すべきことあるいは懸念されることは、「審理の混乱」と

15 (意見聴取の積極的活用の条件)

意見聴取をより積極的に活用するための条件として何が考えられるか。(複数回答可)

- ア 専門的知見を有する司法委員を増やす。(20名, 63%)
- イ 原則として、全事件(業者事件を除く)に司法委員を関与させる。(16名, 50%)
- ウ 裁判官の意識改革が必要である。(3名, 9%)
- エ 司法委員に対する研修を充実させる。(5名, 16%)
- オ 司法委員をとりまく環境整備、待遇改善(調停委員とのバランス考慮)(16名, 50%)
- カ その他 (4名, 13%)
 - 証拠調べに移行した事件について、司法委員を関与させて、積極的活用を図る。
 - 裁判官と司法委員の事件関与についてのルール作りが必要
 - 弁護士司法委員の割合を減らし、その分各分野からの多様な人材を選任する。
 - 簡裁判事OBの司法委員を増やす。
 - 裁判官と司法委員との研究会・協議会を年2、3回開催し、このための司法委員に対する日当・旅費を予算化する。

いうことになる。裏返せば、質問12で「当事者に聞こえないような形で聴いている」という回答が90%近くに上った理由ということになる。今後、審理に混乱をきたさないためにどのような方策があるのか、意見聴取の時期、内容、意見が異なった場合にどう対処すべきか等について議論を深めるとともに、実務において実績を重ねて、意見聴取の透明性を高めていく努力が必要であると

考える。15 意見聴取の積極的活用の条件 回答結果によれば、専門家司法委員を増やし(63%)、司法委員を全事件に関与させ(50%)、司法委員をとりまく環境整備と待遇改善を図る(50%)ことが、意見聴取をより積極的に活用するための基本的条件ということができる。また、「裁判官の意識改革が必要である」とする回答が3名あつたが、その意味するところは、裁判官

自身が、司法委員を単なる裁判官の補助者として必要に応じて活用するというのではなく、司法委員を可能な限り全事件に関与させ、司法委員制度の趣旨に則って積極的に活用していくという姿勢を持つことが必要であるといった意味であろうか。

別表1

司法委員職業別内訳表

1 全体

一般	63	21%
専門家	16	5%
弁護士	137	47%
元裁判官	25	9%
元裁判員	46	16%
元副検事	4	2%
計	291名	

2 専門家内訳

不動産鑑定士	4	26%
兼公認会計士	1	6%
兼税理士	1	6%
公認会計士兼税理士	1	6%
公認会計士	2	12%
税理士	1	6%
建築士	4	26%
中小企業診断士	2	12%
計	16名	

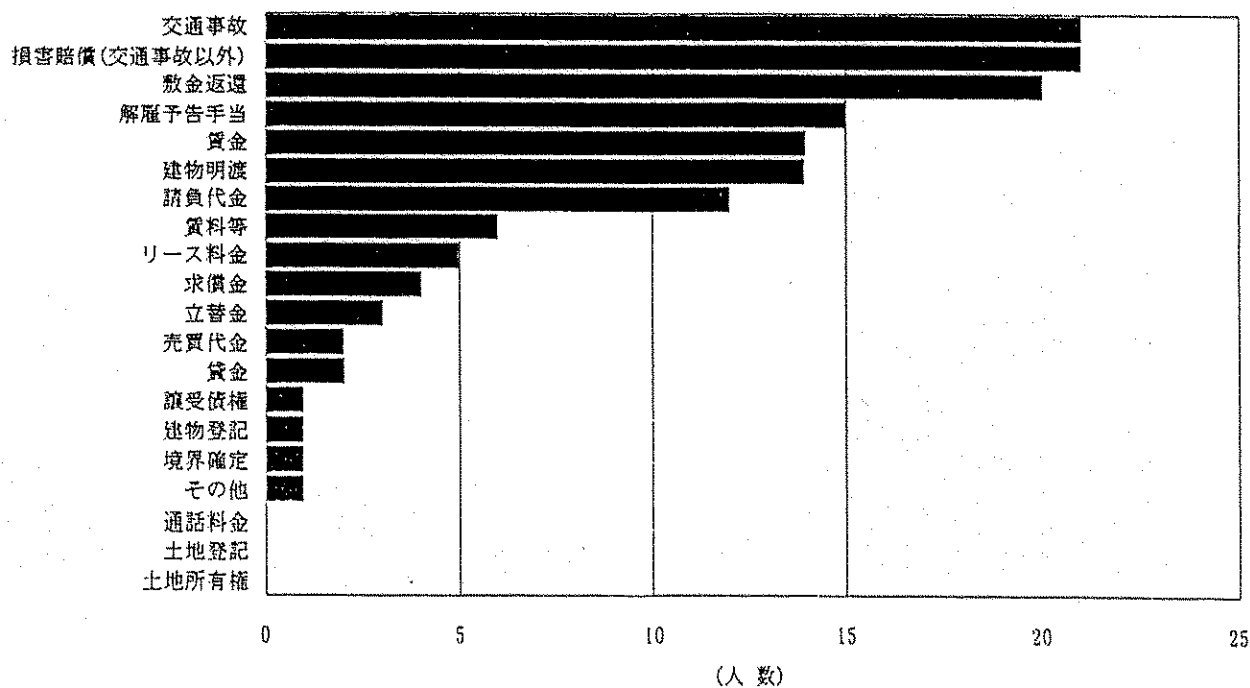
別表2

意見聴取の内容及びその時期

時期 内容	a 第1回 弁論前	b 第1回 弁論後	c 主張 整理後	d 証拠調 べ前	e 尋問中	f 証拠調 べ後	g 弁論 終了後	h 随時	計
ア 当該事件の見方・争点・審理方針等	8 25%	3 9%	6 19%	3 9%		2 6%	1 3%	4 13%	27
イ 証人等に対する重点的尋問事項			1 3%	8 25%	2 6%				11
ウ 証言・供述の信用性						22 69%	2 6%		24
エ 証拠資料の評価			1 3%	1 3%		17 53%	2 6%	1 3%	22
オ 事実認定			1 3%			14 44%	5 16%	5 16%	25
カ 法律上の問題	2 6%		4 13%	1 3%		1 3%		7 22%	15
キ その他			1 3%					3 9%	4
計	10	3	14	13	2	56	10	20	

グラフ 司法委員関与事件の種類

(種別)



(司法委員)

第二十九条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるに付いて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。

3 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者の中から、事件ごとに裁判所が指定する。

4 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

5 司法委員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

① 本案の趣旨

本案は、簡易裁判所の司法委員制度について規定する。この制度は、簡易裁判所が国民の生活に密着した簡易、迅速な少額裁判所であることから、密着した裁判事務に国民の健全な良識と感覚を反映させることを目的とするもので、民事調停法、家事審判法の調停制度、家事審判法の参与員制度などと同様、司法への国民の参加の一形態である。

② 司法委員の参与

本案一項は、司法委員の参与について、和解を試みる際に補助をさせ、または審理に立ち会わせて意見を聴取することができることを定めているが、いずれも、裁判所が裁量的判断により必要と認めたとくに限られる。

③ 司法和解の補助

訴訟事件で和解を試みる場合(八九)のほか、訴え提起前の和解(二七五)でも補助をさせることができるが、後者の場合は、当事者間ですでに合意された和解事項を公証的に処理しているのが実情なので、實際上司法委員をして補助させる必要は少ない。

(2) 意見聴取

裁判所は、訴訟事件についてその進行段階を問はず、司法委員を審理に立ち会わせてその意見を聴くことができる。聴取内容に制限はないから、事実認定や法律判断の全般にわたり、司法委員の豊かな知識経験や健全な一般良識を活かすことができる。具体的には、事案の見方、書証の成立の成否、証言の証拠価値、損害賠償事件における因果関係の存否、損害賠償額、過失相殺の割合などについての意見聴取が考えられ、不動産鑑定士、公認会計士、医師、建築士など、専門的知識を有する司法委員の意見を聴取するのもきわめて有用である。

司法委員が証拠調べに立ち会った場合には、裁判官の許可を得て、証人等に直接発問することもできる(民事規則一七二)。

司法委員の意見はあくまで裁判の参考に供するにすぎないが、意見聴取は実質的に合議に似るものがあるから、外部に知られない方法で聴取すべきである。

④ 司法委員の選任

司法委員となるべき者は、各年ごとに、あらかじめ地方裁判所が選任する(本案Ⅱ)。これは司法行政作用であり、個々の事件の司法委員となる候補者を定める意味を有するにすぎない。その選任にあたっての資格、員数等の必要事項は最高裁判所規則である。司法委員規則に定められており(本案Ⅳ)、一つの簡易裁判所につき一〇人の割合を下らない員数を選任する(同規則三)。資格基準としては、「良識のある者その他適当と認められる者」とされ(同規則一)、いったん選任した後には司法委員たるにふさわしくない行為があったときは、その選任を取り消すことになる(同規則四の二)。かつては名誉職的な委員が多かったが、最近の司法委員の積極的な活用状況にかんがみ、実働可能で、専門的知識経験を有する者が選任される傾向にある。

④ 司法委員の指定

受審裁判所は、事件ごとに必要があると認めるときは、地方裁判所が選任した司法委員となるべき者のなかから一人以上の司法委員を指定する(本案ⅡⅢ)。実務上、指定する人数は一人または二人が通常である。指定の方式については後記の事情を参照されたい。

⑤ 司法委員への旅費等の支給

司法委員に対しては、前述の司法委員規則に定められた額の旅費、日当および宿泊料が支給される(本案Ⅴ)。これは、司法委員が実際に司法委員活動をした場合に支給され、実費弁償としての性質を有する。その金額は物価の変動などに応じて、随時改正されている。

⑥ 司法委員制度運用の実際

司法委員制度は長い間さほど活用されなかったが、昭和六〇年代に入ってから多くの府で司法委員活用の方策案が策定されて積極的に活用されるはじめ、今後もさらに積極的、効率的な活用が期待される。

司法委員の関与方式としては、開廷日ごとに司法委員を割り当ててその期日の全事件について法廷に立ち会う方式(開廷日立法方式)や、特定の事件について個別的に司法委員を指定し、立ち会わせる方式(事件指定方式)などがある。開廷日立法方式は、当日審理している事件で和解に付するが相当な事件があった場合に直ちに司法委員が和解室等で和解を試み、即日の和解成立により迅速な解決をみることである点に大きなメリットがある。事件指定方式は、解決に比較的時間を要することが見込まれ、司法委員の専門的知識を活用したいときなどに有用である。

司法委員が法廷に立ち会うときは、裁判官席の隣の法壇上に席を設けることが多く、その場合にはその席の前に「司法委員」との標識を設置し、裁判官が当事者らに司法委員制度について説明をする運用がされている。